

令和元年度
大子町行政評価報告書

令和元年10月
大 子 町

【目次】

1	行政評価の位置づけ	1
2	行政評価実施の効果	2
3	行政評価の実施について	2
4	行政評価の種類	2
5	行政評価の手法	3
	(1) 評価対象事業の選定	
	(2) 事務事業評価調査書の作成及び一次評価の実施	
	(3) 関係者ヒアリングの実施	
	(4) 事務事業評価委員会による二次評価の実施	
	(5) 評価結果の議会への報告及び公表	
6	事務事業評価結果	4～29
	大子町行政評価実施要綱	30～31

大子町の行政評価

1 行政評価の位置づけ

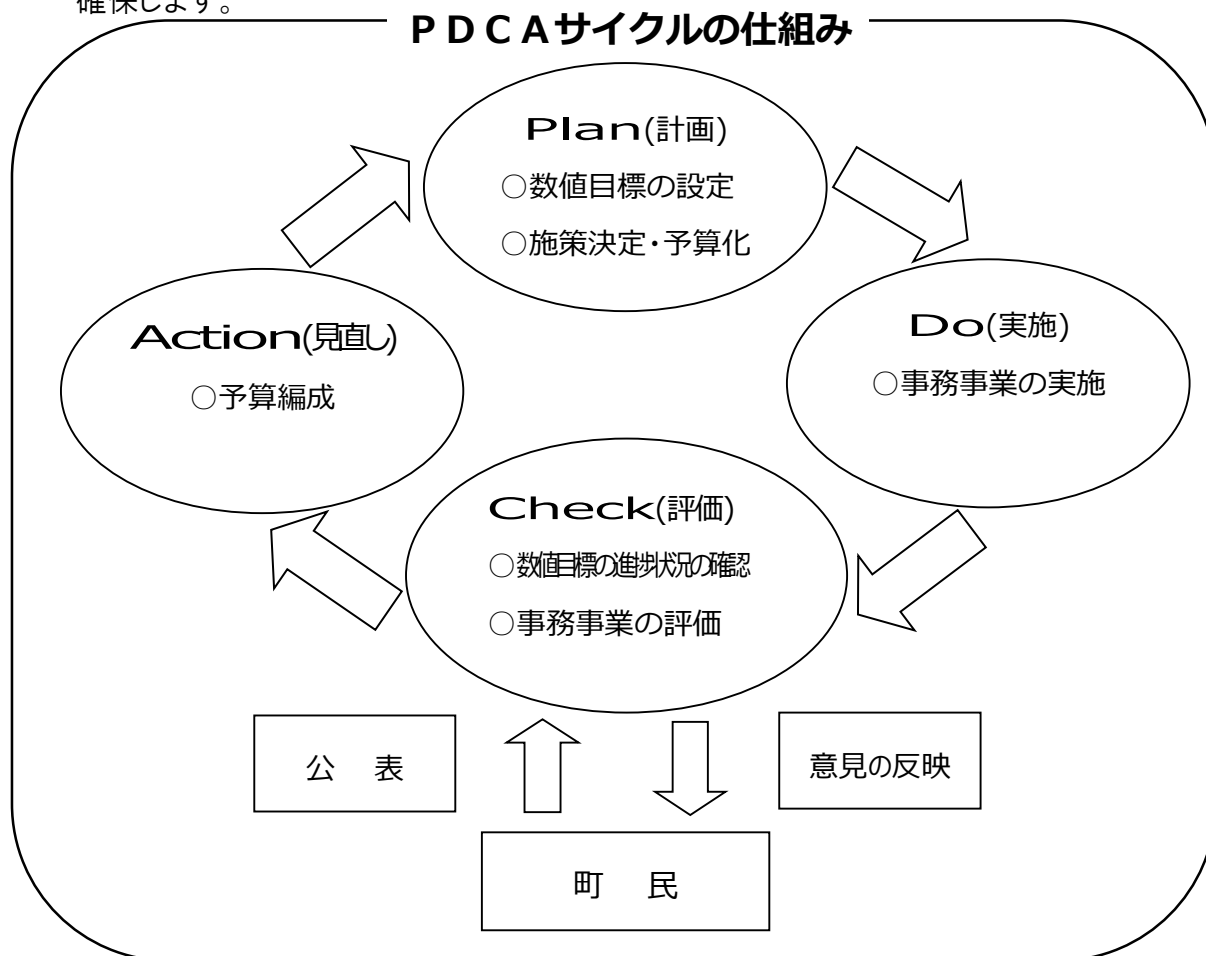
本町における行政評価制度の導入については、平成22年度から平成31年度までの10年間を計画期間とする「大子町第5次総合計画」の「基本構想」において、当計画の進捗状況などの進行管理を目的に、今後、町として行政評価の実施に向けて取り組んでいくことが明記されているところです。

「大子町第5次総合計画」に盛り込まれた施策を進めていくに当たっては、基本計画や実施計画に沿って個別の事務事業を推進していくことになります。

この計画が計画どおりに進捗しているかについては、Plan(計画する)、Do(実施する)、Check(評価する)、Action(見直しする)のマネジメントサイクルにより進行管理を行います。

具体的には、施策ごとに目標指標を設定し、毎年度測定することにより、前年度の活動内容を評価し、次年度以降の取組に反映させるものです。

また、その評価については、広く住民に公表し情報の共有を図り、計画の進行管理を確保します。



2 行政評価実施の効果

行政評価の実施及びその評価結果を町の施策に適切に反映させていくことで、次のような効果が期待されます。

(期待される効果)

- ① 町民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の向上
- ② 町民本位の効率的で質の高い行政の実現
- ③ 町民の視点に立った成果重視の行政への転換

3 行政評価の実施について

行政評価制度は、本町の状況に適した制度の整備とともに、評価が円滑に進められるよう実施しています。

平成24年度に、行政評価の実施に向けた制度や実施方法の職員への周知及び問題点の洗い出し等を目的とした「行政評価の試行」を行い、平成25年度以降は本格実施とし、行政評価を活用することで総合計画の進行状況を管理してまいりました。

4 行政評価の種類

行政評価は一般的に、評価対象とされる町の総合計画の段階によって「政策評価」、「施策評価」及び「事務事業評価」の3つに区分されます。

区 分	内 容
政 策 評 価	町の発展に向けた基本的な方向性を示す政策(「大子町第5次総合計画」の「基本構想」で示されている「3つの目標」、「7つの重点戦略」及び「基本計画の推進方向」で示された各政策)を評価するもの。
施 策 評 価	政策を実現するために総合的・体系的に示された各分野において取り組むべき施策(「大子町第5次総合計画」の「基本計画」で示されている各施策)を評価するもの。
事 務 事 業 評 価	施策の目的を実現するための具体的な手段である事務事業(「大子町第5次総合計画」の「実施計画」に記載された具体的な事業)を評価するもの。

本町が当面実施していく行政評価は、町の取組の基本的な単位であり、町民や職員にとって最も身近な取組である「事務事業」を対象とする、「事務事業評価」を行うこととしました。

5 行政評価の手法

(1) 評価対象事業の選定

令和元年度の評価対象事業は、大子町第5次総合計画の枠組みの中で策定された「大子町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の3つの視点(しごとづくり・ひとづくり・まちづくり)の中から「しごとづくり」を選定し、当該視点に基づいた事務事業の中から、大子町行政評価実施要綱第2条の規定に基づき、副町長が26事業を選定しました。

(2) 事務事業評価調査書の作成及び一次評価の実施

各課等の担当者は評価対象事業について、「事務事業評価調査書」を作成し、所属長がチェック(一次評価)を行いました。

(3) 関係者ヒアリングの実施

評価対象事業の関係者(認定農業者1名、新規就農者1名)からの声を吸い上げるため、外部ヒアリングを実施し、意見を集約しました。

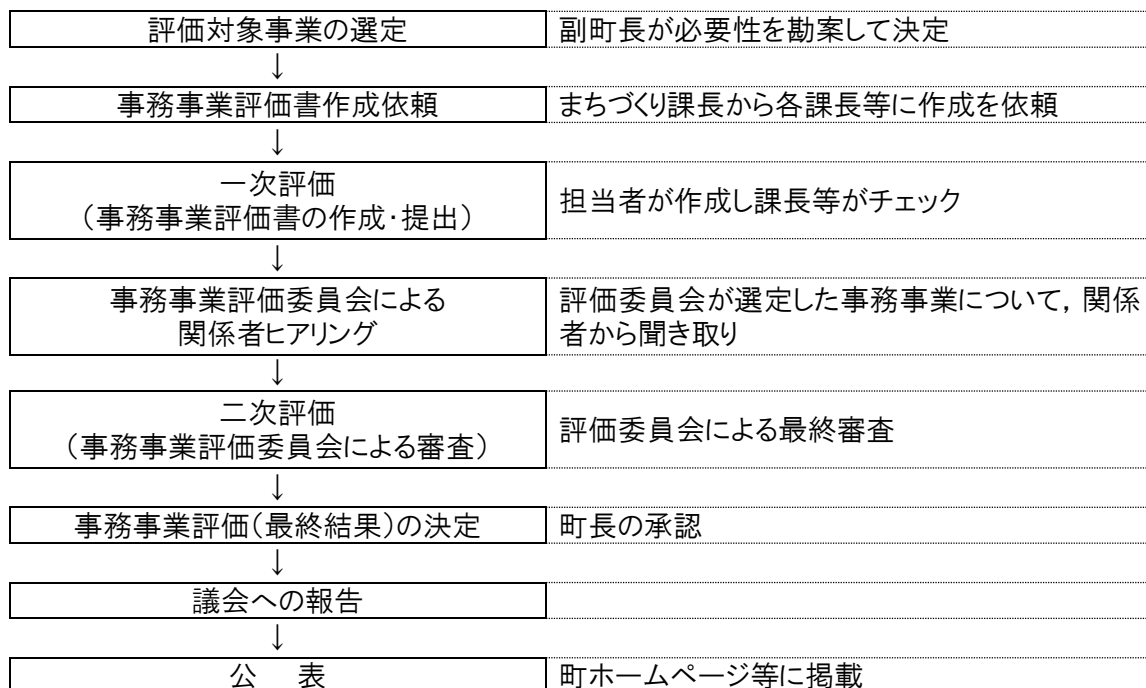
(4) 事務事業評価委員会による二次評価の実施

副町長、教育長、総務課長、まちづくり課長及び財政課長で構成する大子町事務事業評価委員会において、関係者ヒアリングの結果等に基づき、各課等から提出された事務事業評価調査書の審査を行いました。

(5) 評価結果の議会への報告及び公表

評価結果の内容については、議会へ報告後、町ホームページ等で公表します。

【参考:事務事業評価の工程】



6 事務事業評価結果(総括表)

No.	担当課	事務事業名	総合評価		評価コメント等
			一次評価 (担当課評価)	二次評価 (委員会評価)	
1	まちづくり課	起業家・仕掛人応援事業	4 見直し(改善)	4 見直し(改善)	○仕組みづくりに関するコンセプトを確立するなど事業内容の見直しを図ること。
2	まちづくり課	起業誘致推進事業	2 見直し(拡充)	2 見直し(拡充)	○ニーズにマッチした制度設計の見直しを図るとともに、事業方策について検証・改善していくこと。
3	農林課	経営所得安定対策推進事業	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	—
4	農林課	農業次世代人材投資事業	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	—
5	農林課	農業後継者応援金	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	—
6	農林課	儲かる産地支援事業	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	—
7	農林課	経営体育成支援事業	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	—
8	農林課	繁殖和牛生産推進事業	4 見直し(改善)	4 見直し(改善)	○町の基幹産業を支える事業として重要な事業ではあるが、費用対効果について検証するとともに、受益者の意識改善に努めること。
9	農林課	林業担い手育成強化対策事業	2 見直し(拡充)	4 見直し(改善)	○事業者に対する社会保険制度への加入促進を図ること。
10	観光商工課	大子町商工業活性化事業	1 継続(現行どおり)	5 他事業と統合する	○事業の有効性のPRを強化するとともに、支援をパッケージ化するなど、同様の事業を一本化することで利用しやすい制度となるよう改善すること。(No.10,11,12,13)
11	観光商工課	新規創業・第二創業支援事業	1 継続(現行どおり)	5 他事業と統合する	
12	観光商工課	地域人材育成事業	1 継続(現行どおり)	5 他事業と統合する	
13	観光商工課	雇用促進奨励金	1 継続(現行どおり)	5 他事業と統合する	
14	観光商工課	特産品販売推進事業	2 見直し(拡充)	4 見直し(改善)	○交付金の終了後も独立採算がとれるよう、自主性を促すこと。
15	まちづくり課 教育委員会	筑波大学連携事業	3 見直し(縮小) 1 継続(現行どおり)	4 見直し(改善)	○担当課ごとに、各大学との関係のあり方を見直し、事業内容の改善を図ること。
16	まちづくり課 教育委員会	東京理科大学連携事業	3 見直し(縮小) 4 見直し(改善)	4 見直し(改善)	
17	まちづくり課	茨城大学連携事業	3 見直し(縮小)	4 見直し(改善)	
18	まちづくり課	東京農業大学連携事業	3 見直し(縮小)	4 見直し(改善)	
19	まちづくり課 教育委員会	日本体育大学連携事業	3 見直し(縮小) 1 継続(現行どおり)	4 見直し(改善)	
20	まちづくり課	アートプロモーション事業	4 見直し(改善)	4 見直し(改善)	○事業効果の検証を行うとともに、情報発信、集客力の方策を検討すること。
21	まちづくり課	森林セラピー推進事業	2 見直し(拡充)	2 見直し(拡充)	○体験型ツーリズムの一環として人材育成に取り組むとともに、ポナイの森の整備促進を図り、交付金終了後に自立できるよう基盤づくりを行うこと。
22	まちづくり課	都市農村交流事業	4 見直し(改善)	4 見直し(改善)	○連携のあり方など事業内容について精査し改善を図ること。
23	観光商工課	観光誘客対策業務	4 見直し(改善)	4 見直し(改善)	○事業主体や手法など事業内容の総合的な改善を図るとともに、ふるさと博覧会との統合も視野に入れ見直しを行うこと。
24	観光商工課	観光推進宿泊助成事業	4 見直し(改善)	4 見直し(改善)	○効果的かつ実効性のあるPR方法等を検討し、宿泊観光客の増加に結びつくよう事業の見直しを図ること。
25	観光商工課	提案型観光誘客事業	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	—
26	観光商工課	大子ふるさと博覧会事業	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	—

No.	1
-----	---

担当課等	まちづくり課
------	--------

総合計画	第2章 活力あるまちづくり
	第3項 新たな雇用の場の創出
	第1節 地域特性に適した企業誘致の推進

事務事業名		起業家・仕掛け人応援事業				
事業概要	対象	起業希望者, 移住希望者				
	目的	町民や観光客が求めるような新たな事業やコミュニティを創出する起業家・仕掛け人を発掘し, 魅力的な事業が次々と創出されるまちづくりを目指す。				
	実施内容	起業家・仕掛け人の発掘・誘致を図るため, 町が求める事業や人材を効果的に広報し, また首都圏で開催される地方での就業希望者向けのイベントに出展する。それら起業家・仕掛け人の事業計画のブラッシュアップを支援するため, 町内外でセミナーやワークショップを開催する。 また, 町内事業者の新たなプロダクト開発等の支援を行うため, その事業計画や試作品について, フォロー体制を整備する。				
	当該度事業費 (単位:千円)	財源内訳				
		国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	2,130	0	0	0	0	2,130
状況説明		町内(※常陸大子駅前商店街を中心とするものの, 限定はしない。)において空き店舗等が増加する中で, 地域の活力を維持するため, 新たな起業やコミュニティの創出が求められる。将来的に新たな事業が次々と創出される体制づくりやその持続可能な仕組みづくりを行う。平成29年度は, Webへの記事掲載(6本), 交流会, 創業キャンプを実施し, 平成30年度は, Webへの記事掲載(6本), 起業相談会, まちづくり会議を開催した。平成31年度は, 起業希望者や町内事業者, 移住者等が集まるまちづくり会議を中心に, 町民を巻き込みながら, 起業や第二創業の支援を行うとともに, 町内事業者等の新たなプロダクト開発等を支援する。				
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)				単位
		計画策定時		平成31年度	進捗状況	

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	どちらともいえない	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	4 見直し(改善)
町内外の連携など一定の成果は認められるが, 起業家の発掘のみならず町内事業者を盛り上げるため, 起業等への関心の高い者だけでなく, 幅広い層に参画してもらおう仕組みづくりをする必要がある。また, 実際に起業家が起業しやすいような環境を整える必要がある。	
〔担当所属長意見〕 より多様な事業者等が参画する仕組みづくりを行うとともに, サテライトオフィスの整備や活用できる空き家の発掘など複合的に取り組む必要がある。今後も起業家の誘致を進めるとともに, 町内事業者への支援や地場産業の振興, 新たな雇用の創出に努めたい。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	4 見直し(改善)
〔具体的内容〕 仕組みづくりに関するコンセプトを確立するなど事業内容の見直しを図ること。	

No.	2
-----	---

担当課等	まちづくり課
------	--------

総合計画	第2章 活力あるまちづくり
	第3項 新たな雇用の場の創出
	第1節 地域特性に適した企業誘致の推進

事務事業名		企業誘致推進事業				
事業概要	対象	立地予定企業(町内企業含む。)				
	目的	企業立地の促進及び企業活動の活性化のために必要な奨励措置を講ずることにより地域経済の発展と雇用の促進を図る。				
	実施内容	企業立地用地の選定, 企業へのあっせん, 企業立地優遇制度や許認可事務などの手続を行う。 企業訪問, 産業立地セミナーでのPR, ホームページを活用した情報発信, 関係機関と連携による情報収集を行う。				
	当該度事業費 (単位:千円)	財源内訳				
		国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	5,179	0	0	0	0	5,179
状況説明		遊休の町有地や民間所有の企業立地に適した未利用の土地及び建物について, 情報を収集・登録し, 希望企業とのマッチングを行っている。さらに, 企業立地及び定住促進を図るため, 今年度においては, 企業誘致・定住促進適地調査業務を実施し, 立地可能な適地の拡大を図ると共に, 廃校活用のPRを行う。また, 町ホームページの企業誘致専用サイトや茨城県産業立地推進本部を通じて, 企業立地適地や優遇制度に関する情報を広く発信している。現在, 木質バイオマス発電所の立地やクリエイティブ企業の誘致に努めている。				
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)				単位
		計画策定時		平成31年度		進捗状況

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	どちらともいえない	どちらともいえない	どちらともいえない

II 総合評価

今後の方向性	2 見直し(拡充)
地域経済の活性化, 雇用の場を確保するため, 企業誘致を推進することは必要な施策であると考え。企業用地等情報提供制度や企業立地3条例, 企業立地成功報奨金制度などの活用を継続すると共に, 企業立地の適地拡充を図り, 企業誘致を推進していく。	
〔担当所属長意見〕	
優遇制度については, 必要に応じて条件等の見直し, 新規制定等を検討し, 事業者のニーズに即した制度整備を図り, 更なる企業誘致推進に努める。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	2 見直し(拡充)
〔具体的内容〕	
ニーズにマッチした制度設計の見直しを図るとともに, 事業方策について検証・改善していくこと。	

No.	3
-----	---

担当課等	農林課 農林担当
------	----------

総合計画	第2章 活力あるまちづくり
	第1項 安全で信頼できる農林畜産物の産地づくり
	第1節 活力ある農業の振興

事務事業名		経営所得安定対策推進事業				
事業概要	対象	大子町農業再生協議会				
	目的	経営所得安定対策等の交付事務を円滑に実施するため、都道府県・市町村等地域段階において、農業再生協議会を活用し、行政と農業者団体等が連携した取り組みを進める。				
	実施内容	①専属職員1名は町が雇用する。(嘱託員) ②臨時職員1名は協議会が雇用する。(協議会への負担金) ③経営所得安定対策事業の事務所経費を負担する。 ※③については国10/10負担で県を経由して町へ入金される。				
	当該度事業費 (単位:千円)	財源内訳				
	事業費相違	国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	0	4,219	0	0	3,873	
状況説明	町雇用の嘱託員及び協議会雇用の臨時職員の2名体制で、以下の事業を推進中。 ○経営所得安定対策の普及促進活動 ○申請書類等の配布・回収・整理等 ○対象作物の作付面積等の確認事務 嘱託員は、来年度から菊池章夫氏から大森靖一氏に替わる。					
総合計画における数値目標	区分(数値目標名)				単位	
					0	
	計画策定時	平成31年度	進捗状況			

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
主食用米の生産調整による価格安定、農業者に飼料用米等への移行を促し所得安定を図る上で、当協議会が担う役割は大きく、必要経費の半分以上が国補助対象となっており、町一般財源負担額も妥当である。	
〔担当所属長意見〕	
大子町農業再生協議会事務所経費は、10/10負担であり適正な予算計上である。また、嘱託員についても、事業を推進を図るため必要な経費である。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
〔具体的内容〕	

No.	4
-----	---

担当課等	農林課
------	-----

総合計画	第2章 活力あるまちづくり
	第1項 安全で信頼できる農林畜産物の産地づくり
	第1節 活力ある農業の振興

事務事業名		農業次世代人材投資事業(旧新規就農総合支援事業)				
事業概要	対象	就農初期段階の青年就農者				
	目的	経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して、経営開始型の交付金を交付することにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図る。				
	実施内容	交付金の額は1人あたり年間150万円(夫婦の場合年間225万円) 給付期間は最長5年間。就農状況報告、現地確認後に給付。 給付時期は年2回に分け、半額ずつ交付 なお、就農状況報告の際は、農業指導士が同席し、就農状況の確認や助言を行うこととし、費用弁償及び謝金を支払う。				
	当該度事業費 (単位:千円)	財源内訳				
	国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
3,411	3,411	0	0	0	0	
状況説明	交付金の額は1人あたり年間150万円(夫婦の場合年間225万円) 給付期間は最長5年間。就農状況報告、現地確認後に給付。 給付時期は年2回に分け、半額ずつ交付 なお、就農状況報告の際は、農業指導士が同席し、就農状況の確認や助言を行うこととし、費用弁償及び謝金を支払う。					
総合計画における数値目標	区分(数値目標名)				単位	
	計画策定時	平成31年度	進捗状況			

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	どちらともいえない

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
・新規就農対策としては、支援金額・期間ともに最も充実した事業であり、全て国補助対象となるため最優先で活用していくべき事業であるが、現状は条件に沿わないケースが多い。	
[担当所属長意見] 新規就農者については、所得が不安定であり、何らかの支えがなければ定着が見込まれないので、有効な事業であると思われる。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
[具体的内容]	

No.	5
-----	---

担当課等	農林課農林担当
------	---------

総合計画	第2章 活力あるまちづくり
	第1項 安全で信頼できる農林畜産物の産地づくり
	第1節 活力ある農業の振興

事務事業名		大子町農業後継者応援金				
事業概要	対象	新規に就農する満45歳未満の青年就農者等				
	目的	就農時の農地取得や機械導入など経費負担を軽減し、就農者の農業経営の確立と町の農業振興に寄与する。				
	実施内容	① 独立自営型就農者:300千円 ② 経営移譲型就農者:200千円 ③ 親元就農者 :100千円 ④ 農業法人就職者 :100千円				
	当該度事業費 (単位:千円)		財 源 内 訳			
			国支出金	県支出金	地方債	その他
100		0	0	0	0	100
状況説明		農業が抱える高齢化と後継者不足の問題を解消するには、青年層の就農を促進することが重要である。また、国の事業(農業次世代人材投資資金)は、農家子弟の就農方法によっては支給対象にならない場合があり、当事業は、農家後継者の就農促進に寄与するものである。				
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)				単位
						0
		計画策定時	平成31年度		進捗状況	

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
この応援金は、機械導入や農地取得にも充てることができ、経営の不安定な就農初期段階の一助となるため、事業の継続が望ましい。	
〔担当所属長意見〕	
青年層の新規就農者には非常に効果的であり、初期投資の経費負担にもなる事業である。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
〔具体的内容〕	

No.	6
-----	---

担当課等	農林課 農林担当
------	----------

総合計画	第2章 活力あるまちづくり
	第1項 安全で信頼できる農林畜産物の産地づくり
	第1節 活力ある農業の振興

事務事業名		儲かる産地支援事業(旧いばらきの園芸産地改革支援事業)				
事業概要	対象	農協・営農集団(受益農家3戸以上), 農業生産法人・認定農業者(先端技術導入に意欲のある経営体の新たな取組や農業の担い手が品質や生産性の向上に取り組むために必要な機械等の導入などを支援することで, 収益性の高い経営展開を促進し「儲かる農業」の実現を目指します。				
	目的	意欲のある経営体の新たな取組や農業の担い手が品質や生産性の向上に取り組むために必要な機械等の導入などを支援することで, 収益性の高い経営展開を促進し「儲かる農業」の実現を目指します。				
	実施内容	1 先端技術導入支援 ICTを活用したスマート農業の実践, 省力化に必要な機械や施設の整備 2 高品質・安定生産支援 高品質な農産物を安定的に供給するために必要な機械・施設整備 3 県補助率1/3以内。組織での申請には町補助1/6上乗せ。				
	当該度事業費 (単位:千円)	財源内訳				
		国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	1,684	0	1,684	0	0	0
状況説明		奥久慈茶業組合にて本事業を活用し, 茶加工機械(粗揉機における水分調整関連機器)を導入した。				
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)				単位
		計画策定時		平成31年度		進捗状況

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課における評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
県が掲げる儲かる農業に沿ったもので, 特産品の生産向上に繋がるとともに費用対効果も高いため, 農業者支援には大変有効な事業である。	
〔担当所属長意見〕	
意欲ある経営体の事業への取組には非常に効果的な事業であり, 今後も継続されていくことが望まれる。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
〔具体的内容〕	

No.	7
-----	---

担当課等	農林課
------	-----

総合計画	第2章 活力あるまちづくり
	第1項 安全で信頼できる農林畜産物の産地づくり
	第1節 活力ある農業の振興

事務事業名		経営体育成支援事業(融資主体補助型)				
事業概要	対象	適切な人・農地プランに位置づけられた中心経営体等				
	目的	適切な人・農地プランに位置づけられた中心経営体等が農業経営の発展・改善				
	実施内容	対象が金融機関からの融資を活用して農業用機械等を取得する場合に、取得に要する経費から融資等の額を除いた自己負担額について助成する。 露久保氏のコンバインの導入(事業費概算15,388千円)を支援する。				
	当該度事業費 (単位:千円)	財源内訳				
	3,000	国支出金 0	県支出金 0	地方債 0	その他 0	一般財源 0
状況説明	本事業を活用してコンバインを導入する露久保氏(相川・稲作)に対して、補助額の上限を交付する。					
総合計画における 数値目標	区分(数値目標名)					単位
	計画策定時		平成31年度		進捗状況	

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
採択条件は厳しいが、意欲ある認定農業者の育成支援に繋がり町負担もないことから、非常に有効な事業である。	
〔担当所属長意見〕 地域の水田等を守るためにも、非常に効果のある事業である。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
〔具体的内容〕	

総合計画	第2章 活力あるまちづくり
	第1項 安全で信頼できる農林畜産物の産地づくり
	第1節 活力ある農業の振興

事務事業名		繁殖和牛生産推進事業				
事業概要	対象	大子町畜産農業協同組合 常陸農業協同組合 大子町の組合員				
	目的	繁殖和牛の推進及び町の畜産振興のため				
	実施内容	①常陸牛素牛生産拡大事業②優良系統牛造成対策事業③大子町和牛繁殖経営活性化事業④不受胎牛再利用事業⑤高能力繁殖雌牛保留事業⑥優良素牛導入奨励事業を統合し、平成29年度から「繁殖和牛生産推進事業」として一括計上。				
	当該度事業費 (単位:千円)	財 源 内 訳				
		国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	6,470	0	0	0	6,470	
状況説明	平成29年度から各種事業を統合し、柔軟な対応が可能となった。主に、繁殖和牛農家の素牛導入に対し助成を行い、和牛生産の増進を図っている。					
総合計画における数値目標	区分(数値目標名)				単位	
	計画策定時	平成31年度	進捗状況			

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	4 見直し(改善)
畜産農家も高齢化・担い手不足であるが、子牛の売値高騰の中、高い収益が見込まれる業種でもあるため、育成支援を継続していく必要がある。	
〔担当所属長意見〕	
県でも「常陸牛」の増頭を進めており、大子町の畜産農家に効果の高い事業である。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	4 見直し(改善)
〔具体的内容〕	
町の基幹産業を支える事業として重要な事業ではあるが、費用対効果について検証するとともに、受益者の意識改善に努めること。	

総合計画	第2章 活力あるまちづくり
	第1項 安全で信頼できる農林畜産物の産地づくり
	第2節 林業の振興と豊かな森林の保全

事務事業名		林業担い手育成強化対策事業				
事業概要	対象	認定事業者				
	目的	森林整備を支える林業担い手の育成を図るため、就労条件の改善や福祉厚生への充				
	実施内容	社会保険加入促進事業(社会保険・雇用保険・厚生年金・林業退職金共済)及び 通年勤労促進事業に係る補助金を交付する。 ○経験年数10年以内の従業員の健康保険, 雇用保険, 厚生年金保険の費用に対して, 5%以内の額を県・町がそれぞれ支援する。				
	当該度事業費 (単位:千円)	財 源 内 訳				
		国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	402	0	0	0	0	402
状況説明	森林整備を支える林業担い手である作業員の社会保険制度への加入促進や通年勤労者の促進等を実施し, 林業担い手の育成確保と併せて就労条件の整備を図り, 林業担い手の安定確保に資する。					
総合計画における数値目標	区分(数値目標名)				単位	
	計画策定時	平成31年度	進捗状況			

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	2 見直し(拡充)
対象事業費に対して負担率が低いことから, 森林環境譲与税を活用した新規事業と組み合わせることにより, 更なる担い手支援の推進を図れる。	
〔担当所属長意見〕	
非常に効果があり, 今後の担い手対策に有効な事業である。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	4 見直し(改善)
〔具体的内容〕	
○事業者に対する社会保険制度への加入促進を図ること。	

No.	10
-----	----

担当課等	観光商工課
------	-------

総合計画	第2章 活力あるまちづくり
	第2項 競争力のある商工業の育成
	第1節 地域に活力をもたらす商工業の振興

事務事業名		大子町商工業活性化事業				
事業概要	対象	町内の商工業者及び住民				
	目的	商店街(中心商店街)活性化及び町内の中小企業の振興。				
	実施内容	100,000円×2回=200,000円 事業対象者:町内の中小企業・小規模事業者, 関係機関等 実施内容(テーマ):①商店街活性化 ②創業, 事業承継				
	当該度事業費 (単位:千円)		財源内訳			
			国支出金	県支出金	地方債	その他
120		0	0	0	0	120
状況説明		現在, 町内企業は人材不足・営業力の強化等の課題を抱えている。また, 商店街についても空き店舗の増加, 歩行者の減少等多くの課題を抱えている。専門家を講師として招聘し, 各々の意識の向上及び商工業の振興を図りたい。				
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)				単位
		計画策定時	平成31年度	進捗状況		

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
<p>商工業者、中小企業者等の意識改革、気づき等の啓発を継続して行うことにより、中長期的な視点で商工業の振興、活性化が図れるようこれらの事業を実施していくことは重要である。</p> <p>〔担当所属長意見〕</p> <p>商工業の活性化は、地域の活力の維持には欠かせない。事業を継続する事によって、事業主の意識改革を行うことは重要である。</p>	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	5 他事業と統合する
<p>〔具体的内容〕</p> <p>事業の有効性のPRを強化するとともに、支援をパッケージ化するなど、同様の事業を一本化することで利用しやすい制度となるよう改善すること。(No.10,11,12,13)</p>	

No.	11
-----	----

担当課等	観光商工課
------	-------

総合計画	第2章 活力あるまちづくり
	第2項 競争力のある商工業の育成
	第1節 地域に活力をもたらす商工業の振興

事務事業名		新規創業・第二創業支援事業				
事業概要	対象	町内で新たに創業・第二創業する者				
	目的	町内における多様な起業・創業の取組みを促進し、地域活性化及び新たな雇用の創出を図る。				
	実施内容	創業者支援目標:4件 実施内容:創業にかかる経費(設備資金, 運転資金等) 補助対象:町内で創業及び第二創業する者又は申請時において創業等の日から5年を経過しない者				
	当該度事業費		財 源 内 訳			
	(単位:千円)		国支出金	県支出金	地方債	その他
249		0	0	0	0	249
状況説明		高齡化や後継者不足等による廃業が増えており、地域の活力を維持していくためにも創業者を増やしていくことが求められる。また、国の創業支援計画の策定に伴い、新規創業及び第二創業者に対し、積極的な支援を行うことにより、新たな地域産業の創出に努めたい。				
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)				単位
計画策定時		平成31年度	進捗状況			

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
事業主の高齡化や後継者不足等による廃業が増加していることなどから、創業を志す者に対し積極的な支援を行うことで、新たな地域産業の創出に努めることは重要である。	
〔担当所属長意見〕	
地域の活力を維持して行くためには、新たな地域産業の創出を考える必要がある。そのようなことから町の施策として継続は重要である。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	5 他事業と統合する
〔具体的内容〕	
事業の有効性のPRを強化するとともに、支援をパッケージ化するなど、同様の事業を一本化することで利用しやすい制度となるよう改善すること。(No.10,11,12,13)	

No.	12
-----	----

担当課等	観光商工課
------	-------

総合計画	第2章 活力あるまちづくり
	第3項 新たな雇用の場の創出
	第2節 若者の定住に向けた雇用・就業環境づくり

事務事業名		地域人材育成事業				
事業概要	対象	町内企業等				
	目的	地域の雇用・就業情勢が厳しい中で、地域の企業等で就業するための新たな雇用機会を創出する。				
	実施内容	雇用創出予定数 30人×@150,000=4,500,000円 ※補助金の交付の対象になる経費は、人材育成に係る研修費とする。 Off-JT(研修機関):入学料・授業料,教材費,研修機関に通う交通費等 Off-JT(事業所内):外部講師謝金・旅費,研修に必要な資材				
	当該度事業費 (単位:千円)		財源内訳			
		国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	2,400	0	0	0	2,400	
状況説明		地元企業への就業者(正社員)を増加させるため、4月1日採用の就業者も新たに対象に加え、採用時から1年間の新規社員への研修費補助を目的とする。また、雇用促進奨励金は、新規事業を開始する企業に一人15万円を補助しているが、申請可能までに最短でも1年半かかるため、つなぎ補助金的な意味合いも含んでいる。				
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)			単位	
	計画策定時	平成31年度		進捗状況		

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
制度が浸透してきており就業機会の拡大、創出に役立っている。	
〔担当所属長意見〕	
就業者の増加や人材育成に積極的に取り組むための施策として、継続する必要がある。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	5 他事業と統合する
〔具体的内容〕	
事業の有効性のPRを強化するとともに、支援をパッケージ化するなど、同様の事業を一本化することで利用しやすい制度となるよう改善すること。(No.10,11,12,13)	

No.	13
-----	----

担当課等	観光商工課
------	-------

総合計画	第2章 活力あるまちづくり
	第2項 競争力のある商工業の育成
	第2節 若者の定住に向けた雇用・就業環境づくり

事務事業名		雇用促進奨励金				
事業概要	対象	町内企業等				
	目的	町内に立地又は事業所を拡張する際に、新規に従業員を雇用した場合、新規雇用者一人につき年額15万円を奨励金として交付する。				
	実施内容	新規雇用者 50人×15万円 【平成31年度(見込)】 (新規)株式会社クリハラント 6人 (継続)株式会社永伸商事 18人 ※H30地域人材育成事業対象者9人が該当すると思われる。 社会福祉法人 陽康会(3人), 株式会社滝交通(1人), 有限会社奥久慈運輸(1人), 株式会社アイデム(2人), ヤマキ木材(2人), 株式会社三重工業(3人), 有限会社吉成木材(1人), 医療法人 社団 芳尚会(3人), 有限会社滝本屋本店(1人), クラスターテクノロジー株式会社(1人)				
	当該度事業費	財源内訳				
	(単位:千円)	国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1,350	0	0	0	0	1,350	
状況説明	地元企業や社会福祉法人等での利用が定着してきている。交付期間が3年間あることにより、継続して雇用をすることにもつながっている。					
総合計画における数値目標	区分(数値目標名)				単位	
	計画策定時	平成31年度	進捗状況			

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	どちらともいえない	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
制度が浸透してきており、企業の立地や事業の拡張などを通じた雇用機会の創出に役立っている。	
〔担当所属長意見〕	
企業の安定した雇用に繋がる事業として重要である。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	5 他事業と統合する
〔具体的内容〕	
事業の有効性のPRを強化するとともに、支援をパッケージ化するなど、同様の事業を一本化することで利用しやすい制度となるよう改善すること。(No.10,11,12,13)	

総合計画	第2章 活力あるまちづくり
	第4項 大子ブランドの確立
	第1節 豊富な地域資源の付加価値の向上

事務事業名		特産品販売推進事業				
事業概要	対象	大子町の農畜産物等やその加工品等の特産品, (一社)大子町特産品流通公社				
	目的	農家及びその加工者、販売者等の所得の向上及び活性化を図る。				
	実施内容	<p>大子町の優れた特産品(大子産米、奥久慈茶、奥久慈りんご、奥久慈大子こんにやく、常陸大黒、奥久慈しゃも、大子漆、大子那須椿、等)に的を絞るとともに優先順位を付けた重点的な取り組みを行う。</p> <p>高付加価値の販売を行うため、イベント実施を契機とした販路の拡大、メディアを活用したPR活動などを推進するために、(一社)大子町特産品流通公社へ業務を委託するとともに、当公社の運営に係る支援を行う。</p>				
	当該度事業費 (単位:千円)	財源内訳				
	国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
28,188	12,707	0	0	0	15,481	
状況説明	<p>大子町の特産品においては、コンテストで日本一になった大子産米や奥久慈しゃもをはじめ奥久慈りんごや常陸大黒など高品質な農畜産物などに恵まれている。また、同様に優れた大子漆や大子那須椿など隠れた逸品もある。</p> <p>平成27年度から特産品販売推進室を設置し体制を強化したが、更なる事業推進のため平成29年11月22日付けで一般社団法人大子町特産品流通公社が立ち上げられた。</p>					
総合計画における数値目標	区分(数値目標名)				単位	
	地域団体商標登録数				件	
	計画策定時	0	平成31年度	3	進捗状況	0

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	どちらともいえない	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	2 見直し(拡充)
<p>オリジナルりんごの販売、奥久慈しゃもGI取得、こんにやく団体設立、イベント委託などの事業を行い着実に成果を上げている。</p> <p>設立2年目であり当面は支援を行う必要があるが、将来的に自立するための核となる販売所や加工所など持つ必要がある。</p>	
〔担当所属長意見〕	
<p>大子町の特産品(主要6品目)のPR活動をすることが目的であり、SNS等新たなメディアを使った戦略も必要である。基幹産業である農業の所得向上へつなげていく。</p>	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	4 見直し(改善)
〔具体的内容〕	
<p>交付金の終了後も独立採算がとれるよう、自主性を促すこと。</p>	

No.	15,16,17,18,19
-----	----------------

担当課等	まちづくり課
------	--------

総合計画	第3章 美しいまちづくり
	第1項 新たな観光・交流空間の振興
	第2節 大学との連携交流の推進

事務事業名		大学連携事業				
事業概要	対象	筑波大学, 東京理科大学, 茨城大学, 東京農業大学, 日本体育大学				
	目的	町が抱える課題の解決に向けた事業を計画的かつ継続的に推進する。				
	実施内容	大学との連携を図り, 地域・行政課題に対する共同研究や学生との交流事業を実施する。 ※各所属において必要な予算を措置し, 事業を実施している。				
	当該度事業費 (単位:千円)	財源内訳				
		国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	229	0	0	0	0	229
状況説明		筑波大学:包括連携協定に基づき,健康増進や学力向上に資する事業を実施している。 東京理科大学:学生サークル等の誘致により大子研修センターの活用に取り組んできたが,旧校舎は大学から返還されることが決定している。 茨城大学:平成29年度に人文社会科学部と連携協定を締結し,大子清流高等学校等との連携事業を実施している。また,同大学の民間サークル団体に対し,イベント開催に係る支援(補助金交付・物品貸出)を行っている。 東京農業大学:過去に連携事業を実施していた経緯はあるが,現在の実施事業はない。(農水省の補助事業の関係) 日本体育大学:平成28年度に連携協定を締結し,スポーツを活用した連携事業を実施している。				
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)				単位
		計画策定時	平成31年度	進捗状況		

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当でない	妥当でない	どちらともいえない

II 総合評価

今後の方向性	3 見直し(縮小)
連携協定大学数及びこれに係る事業数の増加により,各事務事業の効果が測定しにくい状況にある。また,事業によっては,事業を実施することのみが目的となっており,ルーチンワーク化している。 形骸化が進む事業については,見直し及びリソースの削減を図る必要がある。	
〔担当所属長意見〕 大学に応じて状況は異なるが,事業を実施する各所属において可能な限りスリム化を図り,行財政コストの圧縮を図ることが望ましい。一方で,時代の変化に対応し,新たな大学との連携を視野に入れるなど,当該事業の質的向上を図るべきである。 なお,大子研修センターの今後の運営体制については,一定の方向性が見えたことから,今後も継続してより良い活用方法を模索していく。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	4 見直し(改善)
〔具体的内容〕 担当課ごとに,各大学との関係のあり方を見直し,事業内容の改善を図ること。	

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第4項 まちの将来を担う人づくり
	第1節 豊かな人間性を育む学校教育の充実

事務事業名		筑波大学との連携による学力向上推進事業				
事業概要	対象	小・中学校の教員及び児童生徒				
	目的	筑波大学と大子町との連携・協力に関する協定に基づき、教育分野において、多面的に筑波大学の知見を活用し、教職員の研修及び児童生徒の学力向上のための事業を実施する。				
	実施内容	筑波大学と大子町との連携・協力における教育分野担当教授と、年度初め及び年度終了時期に実施計画、総括会議の場を設け、実施事業を協議のうえ推進する。				
	当該度事業費 (単位:千円)	財源内訳				
		国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	2,800	0	0	0	0	2,800
状況説明		<p>教育分野における筑波大学との連携事業は、平成20年度末にスタートしたが平成21年度が事実上の第1年目である。筑波大学側の教育分野の窓口である教授と協議の下、教員の授業力の向上に向けた公開授業の実施や教授による講演、筑波大学院生などによる小学校における理科実験公開授業の実施、大子町の小中連携教育推進事業に対するアドバイスなどを受けてきた。</p> <p>平成24年度から第Ⅱ期となり、連携の対象が増え、特別支援教育の研修をする機会を得たり、多くの教授や教官が本町に足を運び、指導をいただいたりする機会も増えている。また、中学1～3年生の希望生徒60名が、筑波大学のオープンキャンパスに参加した。</p>				
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)				単位
						0
計画策定時	0	平成31年度	0	進捗状況	0	

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
<p>○筑波大学は、東京高等師範を前身としており、日本の教員養成の最前線の学校であり、11の附属学校も要する。児童生徒の教育活動はもちろん、教職員の研修においても高度な取組を提供していただける。また、現在は総合大学であり、教育分野以外の連携も充実している。全国的に見ても筑波大学とこれだけ太く長い連携ができる自治体は本町以外にない、本事業は継続して拡充するに値するものである。継続を強く希望する。</p>	
<p>〔担当所属長意見〕</p> <p>筑波大学との連携は10年以上継続しており、多くの事業を推進することができている。教育の分野や教員研修の機会として、筑波大学と連携することは大きな意義があり、今後も長期の見通しの元、連携を継続しながら内容に深化充実を図り、本町の特色ある教育づくりを推進し、児童生徒の育成に活かしていきたい。</p>	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	4 見直し(改善)
<p>〔具体的内容〕</p> <p>担当課ごとに、各大学との関係のあり方を見直し、事業内容の改善を図ること。</p>	

No.	16
-----	----

担当課等	教育委員会事務局生涯学習担当
------	----------------

総合計画	第3章 美しいまちづくり
	第1項 新たな観光・交流空間の振興
	第2節 大学との連携交流の推進

事務事業名		東京理科大学連携事業				
事業概要	対象	東京理科大学神楽坂吹奏楽団				
	目的	児童生徒を含む町民に対し演奏会を開催することにより、音楽などの芸術に接する環境の充実を図る。				
	実施内容	文化福祉会館まいんを利用し、東京理科大学吹奏楽団による無料の演奏会「Big Child Concert」を開催する。				
	当該度事業費 (単位:千円)		財源内訳			
		国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	172	0	0	0	0	172
状況説明		東京理科大学太子研修所が開設されたことにより、連携事業の一環として吹奏楽演奏会が開かれ、令和元年で「Big Child Concert」は10回目の開催となっている。				
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)				単位
		計画策定時	平成31年度	進捗状況		

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	どちらともいえない	どちらともいえない	どちらともいえない

II 総合評価

今後の方向性	4 見直し(改善)
<p>事業内容は評価できるものであり経費も適当である。しかし集客に問題を抱えているが、開催時期や広報活動により解決できると思われる。理科大側との調整は必要であるが太子町の文化振興においても必要である。</p> <p>〔担当所属長意見〕</p> <p>理科大研修所の存続により当事業の方向性が左右されると思われるが、文化振興を図るうえで有意義な事業であり継続していきたい。</p>	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	4 見直し(改善)
<p>〔具体的内容〕</p> <p>担当課ごとに、各大学との関係のあり方を見直し、事業内容の改善を図ること。</p>	

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第4項 まちの将来を担う人づくり
	第1節 豊かな人間性を育む学校教育の充実

事務事業名		日本体育大学との連携事業				
事業概要	対象	中学校生徒				
	目的	生徒が運動に対する興味・関心を高め、運動に親しむ習慣を定着させることで、体力の向上と豊かな心の育成に努め、まちの将来を担う人づくりを目指す。				
	実施内容	各学校における保健体育科の授業や学校行事において、(1)なわとび指導における講師派遣、(2)タグラグビー指導における講師派遣、(3)スポーツ選手を招いた講演会、(4)宿泊プログラム研修等の事業を実施する。				
	当該度事業費 (単位:千円)	財源内訳				
		国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	713	0	0	0	0	713
状況説明		中学生になると、家庭や地域における運動の機会が減少している状況が見られる。生涯にわたって運動に親しむ態度の基礎を養い、体力の向上を図るために本事業が不可欠である。				
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)				単位
		計画策定時	平成31年度	進捗状況		

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	どちらともいえない

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
<p>○日本体育大学は、日本で一番オリンピックやパラオリンピック、メダリストを輩出している大学であり、世田谷と横浜の両キャンパスには、充実した体育施設を有している。その知見を活用することで、本町の児童生徒は、スポーツに関して貴重な体験や学びをすることができる。今後は「宿泊プログラム」を核として、大子町における各種スポーツ活動の体験交流や小学生の活動の場の設定を図っていきたい。</p>	
<p>〔担当所属長意見〕</p> <p>小中学生が運動に親しむ習慣の定着及び体力の向上を図るため、本事業の充実と深化を図り、継続して事業実施することが不可欠である。</p>	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	4 見直し(改善)
<p>〔具体的内容〕</p> <p>担当課ごとに、各大学との関係のあり方を見直し、事業内容の改善を図ること。</p>	

No.	20
-----	----

担当課等	まちづくり課
------	--------

総合計画	第3章 美しいまちづくり
	第1項 新たな観光・交流空間の振興
	第1節 地域資源を活かした観光の振興

事務事業名		アートプロモーション事業				
事業概要	対象	町内で制作活動を行うアーティスト, 活動支援団体, 稲作農家, 観光客				
	目的	茨城県北芸術祭開催の成果を活かし, 本町の地域資源・観光資源の活用による地域経済の活性化を図る。				
	実施内容	アーティスト滞在施設: アーティストの活動拠点として, 町が所有する空き家をアーティストの滞在施設として整備。平成30年度は8名の作家が滞在した。 ダイゴアート街道: 平成29年度から, 現代美術家である上原氏を招へいし, 商店街の壁に制作した巨大壁画を展示。 ぼっちでアート: 町内の田んぼや風光明媚な場所にわらぼっちを制作して展示する個人又は団体を募集する。また, その風景をSNS及び広報物にて周知する。				
	当該度事業費 (単位: 千円)	財 源 内 訳				
	8,878	国支出金 0	県支出金 0	地方債 0	その他 0	一般財源 6,400
状況説明	平成28年度に地域再生計画(地方創生推進交付金)を申請し, 内閣府に事業採択(3か年事業)された地方創生推進交付金を通じて整備したアーティスト滞在施設の運営や空き店舗調査, 中心市街地である商店街内での壁画展示等を展開し, 今後は, 平成29年度から開催している「太子まちなかアートウィーク」や町に招聘するアーティストとの交流促進をもって, 引き続きアートによる新たな交流機会の創出に取り組む。 ぼっちでアート: 平成29・30年度に約70個のわらぼっちを設置。Instagram等のSNSを活用し, 写真投稿等の参加ができるようにした。ぼっちでアート推進事業謝金について, その効果検証のため継続実施する。					
総合計画における数値目標	区分(数値目標名)				単位	
	計画策定時	平成31年度	進捗状況			

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	どちらともいえない	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	4 見直し(改善)
--------	------------------

町の魅力発信や新たな地域資源の発掘による地域の活性化に資する取組として, アートの活用は十分成果が期待できるものとする。更なる誘客を図るため, アートの取組について認知度の向上に努めたい。

〔担当所属長意見〕

県北芸術祭までの機運醸成を目的に, 地域創生推進交付金を活用した取組であるが, 芸術祭の中止や交付金の交付が終了したことから, 今後の事業計画や実施主体の見直しなど, 早急に検討を要する。アーティスト滞在住宅も整備されていることから, その運用も含め, 事業の見直しを進めていきたい。

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	4 見直し(改善)
--------	------------------

〔具体的内容〕

事業効果の検証を行うとともに, 情報発信, 集客力の方策を検討すること。

No.	21
-----	----

担当課等	まちづくり課
------	--------

総合計画	第3章 美しいまちづくり
	第1項 新たな観光・交流空間の振興
	第1節 地域資源を活かした観光の振興

事務事業名		森林セラピー推進事業				
事業概要	対象	町民, 都市住民				
	目的	森林セラピー事業を推進・支援することにより森林資源を活かした健康増進及び産業の振興に資する。				
	実施内容	森林セラピー推進協議会を中心に, 森林セラピーロードの設定及び維持管理, 森林セラピー体験ツアー, プログラム開発(森林ヨガ, 読み聞かせ, 木工体験, そば打ちなど), ガイドの養成, パンフレット・ホームページ制作, 案内板の設置を行う。				
	要	当該度事業費 (単位:千円)	財 源 内 訳			
		国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	10,533	4,268	737	0	20	5,545
状況説明		平成28年3月に町内全域が森林セラピー基地として認定された。平成30年度には, 森林セラピー事業を推進するため, 大子町森林セラピー協議会を設立するとともに, 周知イベント及び基礎講座を開催した。平成31年度は, 設立した大子町森林セラピー協議会の運営を継続し, ガイドの育成やモニターツアー, 自立化を見据えたプロモーションを実施する。				
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)				単位
	計画策定時		平成31年度		進捗状況	

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	2 見直し(拡充)
<p>現在, 森林セラピー体験を提供するトレーナーの育成などソフト事業を主に実施しており, 今後, 森林散策路等の環境整備を進める必要がある。当事業については, 町の魅力の一つでもある豊富な森林資源を活用した取組であり, 体験型ツーリズムの一角を担うべく, 3年計画で収益事業化を図る計画を進めている。事業化に向けた体制の構築を進める必要がある。</p> <p>〔担当所属長意見〕 地方創生推進交付金や県補助金を活用した事業であることから, 事業の継続性も求められており, 財政措置終了後の事業計画や事業目的を明確に定める必要がある。森林資源の有効活用に資する事業ではあるが, 事業運営を民間で行い, 環境整備は町が行うなど官民連携を基本とした体制づくりを進める必要があり, 実施主体を含めた今後の方向性を早急に検討したい。</p>	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	2 見直し(拡充)
<p>〔具体的内容〕 体験型ツーリズムの一環として人材育成に取り組むとともに, ポナイの森の整備促進を図り, 交付金終了後に自立できるよう基盤づくりを行うこと。</p>	

No.	22
-----	----

担当課等	まちづくり課
------	--------

総合計画	第3章 美しいまちづくり
	第1項 新たな観光・交流空間の振興
	第3節 多様な交流の推進

事務事業名		都市農村交流事業				
事業概要	対象	都市住民, オール世田谷おやじの会				
	目的	都市住民との交流の促進により交流人口の増加や地域活性化を図る。				
	実施内容	ふるさと交流体験協議会と協力し, 世田谷区民まつりへの参加等による交流事業の推進, 都市部の自治体との交流・連携を図るための活動を行う。				
	当該度事業費 (単位:千円)	財源内訳				
	事業費相違	国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	0	0	0	0	407	
状況説明	せたがやふるさと区民まつりやホロ市への出展等を通じて, 世田谷区民や各種団体との交流を図っている(世田谷ふるさと区民まつり: 首長懇談会, 奥久慈観光大使によるPR, 大子町ふるさと体験協議会の出展)。平成29年度から新たな取組として, 奥久慈湯の里大子マラソン大会の上位入賞者を招待選手として世田谷ハーフマラソンに派遣した。また, オール世田谷おやじの会が旧上野宮小学校を借用し, 自然体験, 農作業などを通じて地元との交流活動を行っている。					
総合計画における数値目標	区分(数値目標名)				単位	
	計画策定時	平成31年度	進捗状況			

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
どちらともいえない	妥当でない	妥当である	どちらともいえない

II 総合評価

今後の方向性	4 見直し(改善)
--------	------------------

当事業において, 交流人口の増加や大子町の認知度向上が少なからず図られているものの, 町が都市部に出向くのみであり, 自治体間の連携ではなくイベントへの協力といった印象が強い。また, 当事業の効果を測る指標もないことから, 目的の達成度が見えない。
今後も継続して当事業に取り組む場合には, 目的や連携の方法を見直す必要が大いにある。

〔担当所属長意見〕

都市部との交流は重要であるが, 本事業については, 廃止も視野に入れながら, 内容を見直すことが望ましい。

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	4 見直し(改善)
--------	------------------

〔具体的内容〕

連携のあり方など事業内容について精査し改善を図ること。

No.	23
-----	----

担当課等	観光商工課
------	-------

総合計画	第3章 美しいまちづくり
	第1項 新たな観光・交流空間の振興
	第1節 地域資源を活かした観光の振興

事務事業名		観光誘客対策業務				
事業概要	対象	町民, 観光客				
	目的	大子町の魅力発信と誘客促進				
	実施内容	事業者に委託する。				
	当該度事業費 (単位:千円)		財源内訳			
			国支出金	県支出金	地方債	その他
2,338		0	0	0	0	2,338
状況説明		大子町の特産品及び施設等のPRを行い、また袋田の滝周辺の景観及び利便性の向上を図るため各種事業を行う。				
総合計画における 数値目標		区分(数値目標名)				単位
		計画策定時	平成31年度	進捗状況		

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
どちらともいえない	妥当である	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	4 見直し(改善)
町がこれらの事務を行う場合には、公平性を意識しなければならないためかやや面白みに欠けた内容となってしまう傾向にもある。今後も魅力の高い企画とするため、協議会や各種団体等による実施も視野に入れ検討を行っていきたい。	
〔担当所属長意見〕	
第8回となるが年々応募者数の減少が見られる。時期を変更するなど試みたが、増加に転じることはなく、行政で行う事業なのか検討が必要である。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	4 見直し(改善)
〔具体的内容〕	
事業主体や手法など事業内容の総合的な改善を図るとともに、ふるさと博覧会との統合も視野に入れ見直しを行うこと。	

No.	24
-----	----

担当課等	観光商工課
------	-------

総合計画	第3章 美しいまちづくり
	第1項 新たな観光・交流空間の振興
	第1節 地域資源を活かした観光の振興

事務事業名		観光推進宿泊助成事業				
事業概要	対象	観光客				
	目的	大子町へ訪れる観光客へ宿泊費用の助成を行うことで、リピーターを増加させる。				
	実施内容	観光協会へ補助金支出				
	当該度事業費 (単位:千円)	財源内訳				
		国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	437	0	0	0	0	437
状況説明	宿泊施設の負担と町補助金で賄う助成事業。助成券については、各施設がダイレクトメールにより配布している。					
総合計画における数値目標	区分(数値目標名)					単位
	計画策定時		平成31年度		進捗状況	

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	どちらともいえない	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	4 見直し(改善)
<p>利用実績等を踏まえて事業の検証を行うなど、宿泊観光客の増加に結び付くような制度となるよう適時に見直しを行いながら事業を継続していきたい。</p>	
<p>〔担当所属長意見〕</p> <p>宿泊利用者の増加に結びつくような、効率的で有効性がある事業に見直し検討が必要である。</p>	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	4 見直し(改善)
<p>〔具体的内容〕</p> <p>効果的かつ実効性のあるPR方法等を検討し、宿泊観光客の増加に結びつくよう事業の見直しを図ること。</p>	

No.	25
-----	----

担当課等	観光商工課
------	-------

総合計画	第3章 美しいまちづくり
	第1項 新たな観光・交流空間の振興
	第1節 地域資源を活かした観光の振興

事務事業名		提案型観光誘客事業				
事業概要	対象	町内および町外の団体、企業				
	目的	民間主体・発想による新たな観光誘客事業を支援し、観光産業の振興を図る。				
	実施内容	町内の観光資源を活用し、継続性のある新たな観光誘客事業を提案する者に対して2年を限度に補助金を交付する。 補助金額(上限額):1年目25万円、2年目20万円				
	当該度事業費 (単位:千円)	財 源 内 訳				
		国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	242	0	0	0	242	
状況説明	町の観光資源を活用した観光誘客事業を提案する団体や企業の連携体に対し、補助金を交付する。行政ではできない柔軟なソフト事業を期待する。					
総合計画における 数値目標	区分(数値目標名)					単位
	計画策定時		平成31年度		進捗状況	

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
民間発想による自主的な観光誘客事業に対する助成事業は積極的に推進したい。	
〔担当所属長意見〕 30年度からの新規事業であり、まだ交付実績は僅少。 周知や町民の自主性を促進する上で一定期間必要な施策であり、3年後(平成32年度中)に見直す。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
〔具体的内容〕	

No.	26
-----	----

担当課等	観光商工課
------	-------

総合計画	第3章 美しいまちづくり
	第1項 新たな観光・交流空間の振興
	第1節 地域資源を活かした観光の振興

事務事業名		大子ふるさと博覧会事業				
事業概要	対象	町内の各施設及び各団体				
	目的	町内のできる体験事業や展示会などを同時に開催し、誘客を図り、町の見どころをPRする。				
	実施内容	春のゴールデンウィーク期間中に、目的に賛同する団体を募り開催する。				
	当該度事業費 (単位:千円)		財源内訳			
		国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	2,364	0	0	0	0	2,364
状況説明		春のゴールデンウィークの誘客イベント。各施設や各団体の協力を得て、町ぐるみで誘客をする。また、市街地の空き店舗等も活用し、市街地への誘客も図る。参加団体からも好評であり、早い段階での取り組みを要望されている。 H30:13,273人, H29:14,186人, H28:16,631人				
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)				単位
		計画策定時		平成31年度		進捗状況

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
ゴールデンウィーク期間中の誘客イベントとして定着し、誘客に大きな成果を上げているが、出展者の高齢化等により参加団体が年々減少の傾向にあるため、新規出展者の募集も必要である。	
〔担当所属長意見〕	
GW期間に開催される定着しているイベント。観光誘客にも貢献している。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
〔具体的内容〕	

○大子町行政評価実施要綱

平成25年9月1日

告示第54号

(目的)

第1条 この要綱は、町が行う事務事業について、目的妥当性、有効性、効率性、公平性等の観点から客観的に分析し、検証を行うこと（以下「行政評価」という。）の実施に關して必要な事項を定めることにより、事務事業の効果的かつ効率的な推進及び行政運営の透明化を確保することを目的とする。

(対象事務事業)

第2条 行政評価の対象となる事務事業は、町が行う全ての事務事業の中から、年度ごとに副町長が必要性を勘案して選定するものとする。

(評価方法)

第3条 所属長は、前条の規定により選定された事務事業のうち所掌する事務事業について評価を行い、事務事業評価調査書（別記様式。以下「評価書」という。）を毎年度出納整理期間終了後、速やかに町長に提出しなければならない。

(事務事業評価委員会)

第4条 前条の規定により提出された評価書の内容を客観的に審査するため、大子町事務事業評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員は、委員長、副委員長1人及び委員3人をもって組織する。

3 委員長は副町長を、副委員長は教育長をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 総務課長

(2) まちづくり課長

(3) 財政課長

5 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

8 委員会の庶務は、まちづくり課において処理する。

(審査)

第5条 委員会は、審査上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

2 委員会は、必要に応じて再評価を所属長に指示することができる。この場合において、所属長は再評価したものを、改めて町長に提出するものとする。

3 委員会は、最終的な審査結果を町長に報告するものとする。

(公表)

第6条 町長は、前条の規定により委員会から報告があったときは、その内容を町議会に報告するとともに広報紙又は町ホームページにより広く町民に公表するものとする。

2 所属長は、所掌する事務事業に関する評価を事業の見直し及び改善に反映させるとともに、効果的な事務事業の展開を図るものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。